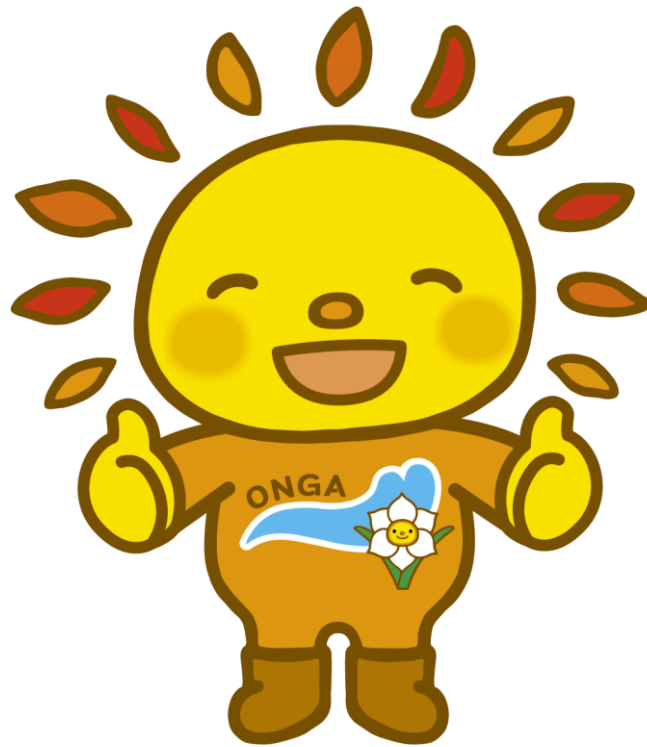


しょうがいしゃ  
ふくしのしおり



障がい者福祉のしおり

遠賀町

令和8年4月

## はじめに

このしおりは、遠賀町内にお住まいの障がいのある人やその家族が利用できる福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介したものです。各種サービスの手引きとしてご活用ください。

各項目の対象者や申込みなどについては、障がいの種類・程度、所得や年齢、世帯状況により制限がある場合があります。また、介護保険サービスが利用できる人は介護保険制度が優先となりますのでご注意ください。詳しくはそれぞれの担当窓口へ問い合わせをお願いします。

なお、このしおりは令和8年4月現在の情報をもとに作成しています。

その後内容が変わることがありますのでご了承下さい。



## もくじ

### ◎ サービス一覧表

1	障がい者手帳について……………	1
2	補装具費の支給について……………	3
3	年金・手当などについて……………	4
4	医療について……………	10
5	障がい福祉サービスについて……………	13
6	障がい児支援について……………	15
7	地域生活支援事業について……………	16
8	その他の福祉サービスについて……………	21
9	税金の減免・非課税措置について……………	23
10	公共料金の割引について……………	28
11	貸付制度について……………	35
12	その他の福祉施策について……………	36



# 1 障がい者手帳について

障がい者手帳とは、障がいのある人が持つことができ、福祉のサービスを受ける時に必要となる手帳です。ただし、どの手帳も任意で取得するものであり、強制的なものではありません。

障がい者手帳は、障がいの種類によって、次の3つに分けられます。

## (1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に一定の障がいがある人に交付されます。障がいの程度によって1級から6級までの等級があり、数字が小さい程、障がいが重くなります。また、運賃割引などの種別として第1種・第2種があります。この等級や種別によって受けられるサービスの内容が変わります。

### ◎対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、またはそしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹）、身体内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、または直腸、小腸、免疫、肝臓）に永続する障がいのある人で、身体障害者福祉法で定められた等級表に該当する人

### ◎申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳交付申請書
- ②指定医師の診断書・意見書
- ③写真1枚  
(たて4cm、よこ3cm、上半身を写したもの)
- ④マイナンバーカードなど

### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係  
☎093-293-1296



身体障害者手帳

## (2) 療育手帳

療育手帳は、児童相談所、または更生相談所において、知的障がい児（者）と判定された人に対して交付する手帳です。手帳には障がいの程度によりA（重度）とB（その他）があります。AはA1～A3、BはB1～B2に区分されており、数字が小さい程、障がいが重くなります。また、運賃割引などの種別として第1種・第2種があります。この等級や種別によって受けられるサービスの内容が変わります。

### ◎対象者

知能指数（IQ）がおおむね75以下の知能発達の遅れがある人

### ◎申請に必要なもの

- ①療育手帳交付申請書
- ②判定書（詳しくはお問い合わせください。）
- ③写真1枚（たて4cm、よこ3cm、上半身を写したもの）
- ④マイナンバーカードなど

◎問い合わせ先 遠賀町役場 高齢障がい支援課障がい者係 ☎093-293-1296

## (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にある人に対して交付されます。障がいの程度によって1級から3級に区分され、数字が小さい程、障がいが重くなります。また、運賃割引などの種別として第1種・第2種があります。この等級や種別によって受けられるサービスの内容が変わります。

### ◎対象者

初診日から6カ月以上経過した精神疾患がある人

### ◎申請に必要なもの

- ①精神障害者保健福祉手帳申請書
- ②医師の診断書、または年金証書などの写し（精神障がいを理由に年金を受給している場合）・同意書（年金照会用）
- ③写真（たて4cm、よこ3cm、上半身を写したもの）
- ④マイナンバーカードなど

### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

## 2 補装具費の支給について

身体に障がいのある人の身体機能を補い、日常生活を送りやすくするための補装具の交付や修理を行います。

補装具の種類によっては、医師の診断書や更生相談所の判定が必要ですので、必ず事前に相談してください。



### ◎対象者

身体障害者手帳の交付を受けた人、難病患者

※ただし、世帯の中に住民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は、対象外となります。

※介護保険に該当する人は、介護保険と重複する品目について、介護保険からの貸与となります。

### ◎費用

原則1割負担。ただし、身体に障がいのある人、または難病患者とその同居家族の住民税額などに応じて月額負担上限額が設定されます。

※補装具の種類により給付限度額が定められており、限度額を超える部分は全額自己負担となります。

### ◎申請に必要なもの

①補装具交付（修理）申請書、補装具意見書・処方箋、見積書

②身体障害者手帳、または特定医療費（指定難病）受給者証

### ◎補装具の種類

障がい種別	補装具名
視覚	義眼、眼鏡、盲人安全つえ
聴覚	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、歩行補助つえ、車いす、電動車いす、歩行器、姿勢保持装置など
両上下肢機能障がいおよび音声・言語機能障がい	意思伝達装置

※ただし、障がいの程度に応じて交付制限があります。

### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係

☎093-293-1296



## 3 年金・手当などについて

### (1) 障害年金

障害年金は、病気やけがなどによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたとき（初診日）に国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。初診日が20歳前の人、または60歳以上65歳未満の人で年金に加入していない場合は、「障害基礎年金」が請求できます。

障がいの状態により、障害基礎年金は1級、または2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

ただし、障害年金を受け取る際には、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

#### ◎支給額（障害基礎年金）

1級（年額）……………1,059,125円（令和8年度）

2級（年額）……………847,300円（令和8年度）

※障害厚生年金の支給額については、報酬比例の年金額が個人によって異なるため、八幡年金事務所にお尋ねください。

#### ◎問い合わせ先

障害基礎年金について…八幡年金事務所      お客様相談室

☎093-631-7962

または遠賀町役場      ほけん福祉課      保険年金係

☎093-293-1239

障害厚生年金について…八幡年金事務所      お客様相談室

☎093-631-7962

### (2) 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がいのある人に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、福祉的措置として「特別障害給付金」が支給されます。

#### ◎対象者

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者などの配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある人（ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された人に限る）

◎支給額

障害基礎年金1級相当（月額）……………58,650円（令和8年度）  
障害基礎年金2級相当（月額）……………46,920円（令和8年度）

◎問い合わせ先

八幡年金事務所 ☎093-631-7962

(3) 労災障害補償年金

業務上の事由、または通勤による病気・けがについて、身体に一定の障がいが残ったときなどは、障がいの程度に応じて年金、または一時金が支給されます。

◎問い合わせ先

北九州西労働基準監督署 ☎093-622-6550

(4) 特別児童扶養手当

精神、または身体に政令で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童の保護者に支給されます。

※世帯の所得によっては支給されない場合があります。

※対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき、児童福祉施設など（母子生活支援施設・保育園・通所施設を除く）に入所しているときは支給されません。

◎申請に必要なもの

- ①診断書（特別児童扶養手当認定診断書（所定様式））
- ②療育手帳又は身体障害者手帳（交付されている場合のみ）
- ③受給者名義の通帳の写し（振込口座の分かるページ）

◎支給額（令和8年度）

重度障がい児1級（月額）……………58,450円  
中度障がい児2級（月額）……………38,930円

◎問い合わせ先

遠賀町役場 こども家庭課 子育て支援係 ☎093-293-1254

(5) 児童扶養手当

母子（父子）家庭などや、父（母）が重度障がい者などで児童を養育している人に対して支給されます。

※世帯の所得によっては支給されない場合があります。

※公的年金の受給者（父（母）が重度障がいの場合、対象児童が加算対象）である時、児童扶養手当の支給額から年金（加算）額を引いた差額分が支給されます。

◎対象者

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の年度末までの児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育している母（父）、または母（父）に代わって児童を養育している人

- ① 父（母）に障がい（障害基礎年金の障がい等級の1級と同じ）がある児童
- ② 父（母）が婚姻を解消した児童
- ③ 父（母）が死亡した児童
- ④ 父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他（父（母）の状態が各号に準ずる（1年以上の遺棄、拘禁など）児童）

◎申請に必要なもの

受給者名義の通帳の写し（振込口座の分かるページ）

◎支給額（令和8年度）

児童1人……………月額 48,050円（一部支給は11,340～48,040円）

児童2人以上……………月額 11,350円加算（一部支給は5,680～11,340円）

◎問い合わせ先

遠賀町役場 こども家庭課 子育て支援係 ☎093-293-1254

## (6) 障害児福祉手当

精神、または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児に対して支給されます。ただし、社会福祉施設へ入所中の人や病院に3ヶ月以上入院している人は除きます。

※世帯の所得によっては支給されない場合があります。

### ◎申請に必要なもの

- ①認定請求書
- ②請求者の属する世帯全員の住民票（続柄・マイナンバーの記載必要）
- ③医師の診断書
- ④所得状況届
- ⑤請求者の属する世帯全員の所得証明書
- ⑥関係機関調査に対する承諾書
- ⑦債権者登録申出書
- ⑧通帳の写し（振込口座の分かるページ）
- ⑨障がい者手帳（交付されている場合のみ）

### ◎支給額

月額……………16,560円（令和8年4月1日時点）

### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296  
宗像・遠賀保健福祉環境事務所（遠賀分庁舎 社会福祉課）  
☎093-201-4162



## (7) 特別障害者手当

著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に対して支給されます。ただし、社会福祉施設に入所中の人や、病院に3ヶ月以上入院している人は除きます。

※世帯の所得によっては支給されない場合があります。

### ◎申請に必要なもの

- ①認定請求書
- ②請求者の属する世帯全員の住民票（続柄・マイナンバーの記載必要）
- ③医師の診断書
- ④所得状況届
- ⑤請求者の属する世帯全員の所得証明書
- ⑥関係機関調査に対する承諾書
- ⑦債権者登録申出書
- ⑧通帳の写し（振込口座の分かるページ）
- ⑨障がい者手帳（交付されている場合のみ）

### ◎支給額

月額……………30,450円（令和8年4月1日時点）

### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296  
宗像・遠賀保健福祉環境事務所（遠賀分庁舎 社会福祉課）  
☎093-201-4162

## (8) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）を扶養している保護者が、1年以上加入した後、保護者が死亡したとき、または重度の障がいを負った場合に心身障がい者（児）に対して終生年金が支給されます。

### ◎申請に必要なもの

- ①加入等申込書
- ②申込者及び障がいのある人の住民票（続柄記載）
- ③申込者告知書
- ④年金管理者指定届書
- ⑤障がい者手帳
- ⑥医師の診断書（障がい者手帳などが交付されていない場合）

### ◎掛金

保護者の加入年齢に応じて掛金が異なります。2口まで加入できます。

※所得税・住民税において、掛金が所得金額から控除されます。

◎支給額

- 1口加入者（月額）……………20,000円
- 2口加入者（月額）……………40,000円

◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係  
☎093-293-1296

(9) 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金

じん臓機能障がい者（手帳所持者）で午後5時以降、月に5回以上人工透析を受けている人に対して支給されます。  
※その他、病院までの距離などの、支給要件があります。



◎支給額

月額……………2,000円

◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296  
宗像・遠賀保健福祉環境事務所（遠賀分庁舎 社会福祉課）  
☎093-201-4162

(10) 重度心身障害者介護用品（紙おむつ）支給制度

重度心身障がい者に対して、紙おむつにかかる費用を支給します。

◎対象者（次のいずれにも該当すること）

- ①身体障害者手帳1級、または2級、もしくは療育手帳Aの交付を受けている人で、日常生活で常時介護を必要とする住民税非課税者
- ②遠賀町の定める認定基準に該当する者で、日常生活で介護用品を必要とする住民税非課税者
- ③町内に在住する65歳未満の在宅の障がい者

◎給付限度額（月額）

- ・ 本人と世帯全員が住民税非課税…6,000円
- ・ 本人は住民税非課税、世帯員に住民税課税者がいる…3,000円
- ・ 本人が住民税課税…非該当

◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

## 4 医療について

### (1) 自立支援医療(更生医療)

18歳以上の人の身体上の障がいを治療することで、障がいの進行を防ぎ、軽減が見込める場合に、必要な医療費負担が軽くなる制度です。

医療機関が指定されており、主に心臓手術・人工透析が対象ですが、その他にも人工関節置換術、角膜移植術、外耳道形成術などがあります。

#### ◎対象者

18歳以上の身体障害者手帳を持っている人で、更生相談所が医療を要すると認めた人

※心臓・じん臓機能障がいの方は、身体障害者手帳と同時に申請が必要です。

#### ◎費用

原則1割負担。ただし収入などに応じ月額負担上限額が定められています。

#### ◎申請に必要なもの

①自立支援医療費支給認定申請書

※本人自署の場合、印鑑不要。

②身体障害者手帳

③自立支援医療(更正医療)指定医師の意見書

④資格確認書など、被保険者情報のわかるもの

⑤同意書

※収入状況を確認できるものが必要な場合があります。

⑥マイナンバーカード

#### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

### (2) 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の児童の身体上の障がいを治療することで、障がいの進行を防ぎ、軽減が見込める場合に必要な医療費負担が軽くなる制度です。医療機関は指定されています。

#### ◎対象者

放置すれば障がいを残すと認められ、確実な治療効果が期待できる18歳未満の児童

◎費用

原則1割負担。ただし収入などに応じ、月額負担上限額が定められています。

◎申請に必要なもの

①自立支援医療費支給認定申請書

※本人自署の場合、印鑑不要。

②身体障害者手帳(交付されている場合のみ)

③自立支援医療(育成医療)指定医師の意見書

④資格確認書など、被保険者情報のわかるもの

⑤同意書

※収入状況を確認できるものが必要な場合があります。

⑥マイナンバーカードなど

◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

(3) 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患により、通院による治療を続ける人のために、医療費の自己負担の軽減を行うものです。

◎対象者

精神疾患のために指定医療機関に通院する必要があると認められた人



◎申請に必要なもの

①自立支援医療費支給認定申請書

※本人自署の場合、印鑑不要。

②自立支援医療(精神通院医療)指定医師の意見書

③資格確認書など、被保険者情報のわかるもの

④同意書

※収入状況を確認できるものが必要な場合があります。

⑤マイナンバーカード

◎費用

原則1割負担。ただし収入などに応じ月額負担上限額が定められています。

◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

#### (4) 重度障がい者医療費助成制度

3歳以上の重度の心身障がい者(児)で医療保険に加入している人に対して、障がい者(児)が病院で要した医療費の自己負担分を助成する制度です。

※特別障害者手当に準拠した所得制限により対象外となる場合があります。

※65歳以上の方が重度障がい者医療費助成制度を受けるためには、後期高齢者医療制度に加入することが条件になります。

##### ◎対象者

- ①身体障害者手帳1級、または2級の人
- ②知的障がい者で知能指数35以下の人(療育手帳A)
- ③身体障害者手帳(3級)所持者で知能指数36以上50以下の人(療育手帳B)
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の人

##### ◎費用負担(医療機関ごとに自己負担)

通院 500円/月(上限)

入院 [一般] 500円/日(月20日限度)

[低所得] 300円/日(月20日限度)

[高校生] 500円/日(月7日限度)

※中学3年生までは、通院・入院ともに無料。



##### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 ほけん福祉課 保険年金係 ☎093-293-1239

#### (5) 後期高齢者医療制度(65歳以上75歳未満の任意加入)

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人については、申請により後期高齢者医療の被保険者となることができます。

##### ◎対象者

- ①身体障害者手帳1級から3級の人と4級の下肢機能障がいの一部および音声・言語機能障がいの人
- ②療育手帳A判定の人
- ③障害基礎年金1級および2級の人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の人



##### ◎費用負担

所得に応じて、1~3割を負担します。

##### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 ほけん福祉課 保険年金係 ☎093-293-1239

## 5 障がい福祉サービスについて

障がいのある人のそれぞれの障がいの状況に応じて決定されるサービスです。

### ◎対象者

<18歳以上>

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
  - ②自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付を受けた人
  - ③精神障がいを理由に障害年金を受給している人
  - ④特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている人
  - ⑤医師の診断書などで必要性が確認できる人
- ※介護保険に該当する人は、介護保険のサービスが優先となります。

<18歳未満>

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ②特別児童扶養手当などを受給している児童の保護者
- ③医師の診断書などで療育の必要性が確認できる人

### ◎サービス利用までの流れ

- ①役場高齢障がい支援課でサービス利用の申請をしてください。
  - ②障害支援区分認定調査を行います。
  - ③かかりつけ医師の意見書を提出してもらいます。(役場高齢障がい支援課から病院に直接依頼します。)
  - ④調査結果、医師の意見書を基に障害支援区分認定審査会で障害支援区分を決定します。
  - ⑤相談支援事業所と契約をかわし、サービス利用意向・障害支援区分によりサービス利用計画案などを作成してもらいます。
  - ⑥計画案をもとに、役場高齢障がい支援課で障がい福祉サービス受給者証を交付します。
  - ⑦担当者会議を行い、サービス提供事業所と契約しサービス開始となります。
- ※申請から障がい福祉サービス受給者証の交付までは、ある程度の期間がかかりますので、遅くともサービス利用希望日の3ヶ月前までに、申請してください。

※希望するサービスの種類によっては②～④が不要なものもあります。

### ◎費用

原則1割負担。ただし、収入などに応じて月額負担上限額が定められています。※食事代などの個人負担があります。

### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

◎サービス内容

サービスの種類		内 容
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に 行います。
	行動援護	知的・精神障がいがあり、自己判断ができてにくい人が行動する ときに、危険をさけるために必要な支援、外出支援を行いま す。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービ スを包括的に行います。
	同行援護	視覚障がいのある人に移動の支援、代筆や代読を含む視覚的情 報の支援、排せつや食事などの介護、その他外出する際に必要 となる援助を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で宿泊し てもらいながら、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養 上の管理、看護、介護などを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護 などを行うとともに、創作的活動、または生産活動の機会を提 供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護 などを行います。	
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生 活訓練・宿泊型)	自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、 身体機能、または生活能力の向上のために必要な訓練を行いま す。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要 な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供し、知識や 能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労した人に対し、就労先 や関係機関と連携を図り、就労上のさまざまな問題、課題に関 する支援を行います。
	就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援の利用を希望もしくは利用して いる人に対し、就労に関する適性、知識及び能力の評価などを 行い、適正な支援提供のために連絡調整や就労に係る情報提供 などを行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助 を行います。また、必要性に応じて、入浴、排せつ、食事など の介護を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから地域での一人暮ら しに移行した人に、定期的に訪問し、必要な情報提供や助言な どの支援を行います。

※事業所情報については、下記QRコードを読み込むことで  
見ることができます。

・WAM-Net



・福岡県





## 6 障がい児支援について

支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供します。

### ◎対象者

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童、発達障がいのある児童（疑いがあるものも含む）、難病患者

### ◎サービスの申請について

通所サービスについては、役場高齢障がい支援課に申請してください。聞き取り調査などを行い、要否を決定します。サービスの利用には、障がいがあることがわかる資料（障がい者手帳や診断書など）と、相談支援事業所のサービス利用計画案の提出が必要です。

### ◎費用

原則1割負担。ただし、収入などに応じて月額負担上限額が定められています。  
※食事代など別途必要となる個人負担があります。

### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296  
※福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設については  
宗像児童相談所（☎0940-37-3255）へお問い合わせください。

### ◎サービス内容

サービスの種類	内 容
児童発達支援	未就学児に対して日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどの状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問してサービスを行います。
放課後等デイサービス	就学児に対して、授業の終了後や長期休暇などの休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
福祉型障害児入所施設	入所により日常生活の指導や自立のために必要な支援を行います。
医療型障害児入所施設	肢体不自由のある児童、または重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童に対し、入所、または入院により、治療、日常生活の指導や自立のために必要な支援を行います。

## 7 地域生活支援事業について

地域での生活を支えるための遠賀町のサービスです。

※他の法令（介護保険など）によるサービスの対象となる人は除きます。

### (1) 日常生活用具の給付事業

在宅で生活する障がいのある人や難病患者などの日常生活を送りやすくするために、福祉用具の給付を行います。

#### ◎対象者

給付対象種目により対象者要件がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

#### ◎給付対象種目

用具種類	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置、歩行時間延長信号機用小型送信機
在宅療養等支援用具	医療用バッテリー、透析液加温器、吸入器（ネブライザー）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、パルスオキシメーター、盲人用体温計、盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー・活字文書読上げ装置・読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置・情報受診装置、人工喉頭、点字図書、視覚障がい者用ラジオ
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

#### ◎費用

原則1割負担。ただし収入などに応じて月額負担上限額が定められています。

※用具の種類によって基準額があります。基準額を超えた部分は自己負担となります。

#### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296



## (2) 日中一時支援事業

在宅で生活する障がいのある人を介護している人が、病気、事故、出産、旅行などで一時的に介護ができない場合に、施設で日帰りの日常生活上の支援を行います。

### ◎対象者

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ②知的障がいがあると判定された人

### ◎費用

原則1割負担。ただし、収入などに応じて月額負担上限額が定められています。

## (3) 移動支援事業

屋外での移動に困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

### ◎対象者

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ②知的障がいがあると判定された人

### ◎費用

原則1割負担。ただし、収入などに応じて月額負担上限額が定められています。



## (4) 訪問入浴事業

重度の障がいがあり自宅での入浴が困難な人に対し、訪問による入浴サービス（浴槽持ち込み）を行います。

### ◎対象者

身体障害者手帳の交付を受けた人

### ◎費用

原則1割負担。ただし収入などに応じて月額負担上限額が定められています。

### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

#### (5) 手話通訳者派遣事業

聴覚に障がいのある人および音声・言語機能に障がいのある人がコミュニケーションを円滑に行うために、手話通訳者を派遣します。

##### ◎対象者

身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者など  
※事前に役場に登録する必要があります。



##### ◎費用

原則無料

##### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

#### (6) 地域活動支援センター

在宅の障がいのある人に創作的・生産活動の機会や、気軽に立ち寄れる憩いの場などを提供する施設です。

主な対象	施設名	所在地	電話番号
知的障がい	障害者支援センター さくら	遠賀町浅木3-18-33	093-293-8989
知的障がい	障がい者YYクラブ	芦屋町祇園町2-12	090-7473-4961
精神障がい	地域活動支援センター はまゆう	水巻町吉田西3-19-11	093-201-6151

##### ◎対象者

原則、義務教育終了後で次のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②療育手帳の交付を受けている人、または同程度の知的障がいがあると認められる人
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

##### ◎費用

各地域活動支援センター事業所によって異なります。

##### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

### (7) 障がい者相談支援事業

身体・知的・精神などの障がいのある人が、地域で自立した日常生活・社会生活を送れるよう、家族や支援者からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行っています。どうぞお気軽にご相談ください。

相談支援事業所	相談日・時間	場所	電話番号
障がい者福祉サービス事業所 みどり園	月～金 9:00～16:00	芦屋町緑ヶ丘 4番42号	093-223-3311
特定相談支援事業所 まつかぜ荘	月～金 9:00～17:00	芦屋町緑ヶ丘 2番2号	093-222-0765
相談支援センター みらい	月～金 9:00～17:00	遠賀町遠賀川 二丁目20番4号	080-2746-2237
相談支援センター こころ工房	月～土 9:00～17:00	遠賀町大字別府 3602番地の3	093-701-7820
アルク	月～金 10:00～17:00	遠賀町遠賀川 一丁目5番26号	093-777-4649
相談支援センター りえぞん	月～金 9:00～17:00	遠賀町大字木守 1532番地	093-701-8509
ソーシャルマネジ メントセンター ま～る相談支援室	月～金 9:00～17:00	北九州市八幡西区 折尾1-5-6	093-701-0271

※費用は原則無料です。お電話のみの相談も可能です。

※祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。



#### (8) 遠賀町身体障害者用自動車改造費助成事業

身体に障がいのある人が車の運転を行う時に必要な自動車の改造経費を助成します。

※事前の申請が必要となりますので、改造前にご相談ください。

##### ◎対象者

次のいずれにも該当する人

- ①身体障害者手帳の交付を受け、障がいの内容が、上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がいである人
- ②本人、または同一世帯の家族が所有し、本人が運転する自動車の操向装置及び駆動装置などの一部を改造する必要がある人
- ③本人、または扶養義務者の前年の所得金額が、特別児童扶養手当などの支給に関する法律施行令第7条の規定による特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人

##### ◎助成額

10万円を限度とします。

※身体に障がいのある人の運転に必要と認められる改造に要する経費とします。

※対象者一人につき、1車両1回限りとします。



##### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

#### (9) 遠賀町自発的活動支援事業

地域で障がいのある人の支援のために自発的な取組を行う団体に補助金を交付します。

##### ◎対象事業

- ①障がい者やその家族がお互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流活動
- ②権利や自立のための社会に働きかける活動
- ③その他自発的な活動

##### ◎対象者

障がいのある人やその家族による団体や地域の住民団体で、主に遠賀町内で自発的活動を行うおおむね10名以上の団体

##### ◎補助金交付額

1団体につき30,000円を超えない範囲とします。

※事業実施期間は、事業を認められた当該年度末まで

##### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

## 8 その他の福祉サービスについて

### (1) 郵便による不在者（在宅）投票

重度の障がいのため投票所に行くことができない人は、郵送により投票することができます。

#### ◎対象者

- ①身体障害者手帳（両下肢・体幹・移動機能）の障がい度1級、または2級の人
- ②身体障害者手帳（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸）の障がい度1級、または3級の人
- ③身体障害者手帳（免疫・肝臓）の1級～3級の人
- ④戦傷病者手帳（両下肢・体幹）の障がい度特別項症～第2項症の人
- ⑤戦傷病者手帳（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）の障がい度特別項症～第3項症の人
- ⑦ 介護認定が要介護5の人

◎問い合わせ先 遠賀町選挙管理委員会 ☎093-293-1248

### (2) 配食サービス

重度心身障がい児・者に、必要に応じて週7回（日～土曜日）の夕食をお届けするサービスです。（※申請後、調査を行います。）

#### ◎対象者

心身機能の低下により食事の準備が困難で、世帯外部からの見守りの必要性が認められる人で、以下のいずれかの条件を満たす人。

- ① 概ね65歳以上の在宅単身世帯または高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の人
- ② 身体障害者手帳1～2級の交付を受けている人
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている人



#### ◎費用

一食につき400円（おかずのみの場合、350円）

#### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296  
高年齢者係 ☎093-293-1294

### (3) 緊急通報装置の設置

一人暮らしの重度身体障がい者などに対し、緊急通報装置を設置し、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応ができるようにします。

#### ◎対象者

一人暮らしの重度身体障がい者など

#### ◎費用

収入に応じて費用負担があります。

# 119番



#### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296  
高齢者係 ☎093-293-1294

### (4) 高齢者等在宅支援事業（福岡住みよか事業）

手すりの設置や段差の解消など、障がいのある人が生活しやすいように住宅を改造する場合、費用の一部を助成します。

※事前の申請が必要となりますので、改造前にご相談ください。

※遠賀町の日常生活用具住宅改修が限度額まで達している必要があります。

※介護保険に該当する人は、介護保険からの申請となります。

#### ◎対象者

次の該当者がいる、住民税非課税世帯

①身体障害者手帳1～2級の交付を受けている人

②補装具として車いすなどの交付を受けており、町長が特に必要と認めた人

③療育手帳Aの交付を受けている人、または療育手帳の交付を受けていない人で、児童相談所、更生相談所、または専門医（以下「児童相談所など」という）の判定、または診断により知能指数35以下と認められる人

④児童相談所などの判定、または診断により知能指数50以下と認められ、かつ身体障害者手帳の3級に該当する人

#### ◎助成額

助成対象経費と300,000円のいずれか低い額

#### ◎助成対象工事

手すりの取り付け、引戸への扉の取り換え、段差の解消など



#### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296  
高齢者係 ☎093-293-1294

## 税金の減免・非課税措置について

### (1) 所得税

本人もしくは年間の合計所得金額が58万円以下の配偶者、または扶養親族が障がいのある人の場合に、障害者控除として所得金額から次のとおり控除されます。

	本人が受けられる控除額	障がい者である親族を扶養している人が受けられる控除額
障がい者	27万円	27万円
特別障がい者	40万円	40万円
同居特別障がい者		75万円

#### ◎対象者

##### ★障害者控除

- ①療育手帳Bの交付を受けている人
- ②身体障害者手帳（3級～6級）の交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）の交付を受けている人
- ④65歳以上の人で上記①・②と同程度の障がいに準じる人として市町村長、または福祉事務所長の認定を受けている人

など

##### ★特別障害者控除

- ⑤療育手帳Aの交付を受けている人
- ⑥身体障害者手帳（1級～2級）の交付を受けている人
- ⑦精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人
- ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- ⑨65歳以上の人で上記⑤・⑥と同程度の障がいに準じる人として市町村長、または福祉事務所長の認定を受けている人

など

#### ◎問い合わせ先

若松税務署 ☎093-761-2536

## (2) 住民税（町県民税）・森林環境税（国税）

本人もしくは年間の合計所得金額が58万円以下の配偶者、または扶養親族が障がい者の場合に、住民税が非課税になるか、または次のとおり控除されます。

	本人が受けられる控除額	障がい者である親族を扶養している人が受けられる控除額
障がい者	26万円	26万円
特別障がい者	30万円	30万円
同居特別障がい者		53万円

★非課税の対象者……………前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者本人

### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 税務課 住民税係 ☎093-293-1237

## (3) 事業税

重度の視覚障がい者があんま・マッサージ、または指圧・はり・きゅう・柔道整復など医業に類する事業を営む場合、事業税が非課税になります。

### ◎対象者

失明、または両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の人

### ◎問い合わせ先

北九州西県税事務所 ☎093-662-9310

## (4) 相続税

85歳未満の障がいのある人が財産を相続する場合には、相続税額から障害者控除として一定の金額が控除されます。

※平成22年3月31日以前に相続、または寄贈で財産を取得したときは、年齢要件が「70歳未満」とされています。

### ◎控除額

★障害者控除……………85(歳)から相続時の年齢を引いた数に10万円を乗じた額

★特別障害者控除…85(歳)から相続時の年齢を引いた数に20万円を乗じた額

### ◎対象者

所得税の控除対象者と同じ

◎問い合わせ先

若松税務署 ☎093-761-2536

(5) 贈与税（特定贈与信託）

家族や家族以外の個人が特別障がい者に対して金銭などを贈与する際に、一括して金銭などを信託銀行などに預け、そこから自動的に特別障がい者に金銭を支給するシステム（特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与）を利用する場合に、贈与税は特別障がい者の人は6,000万円まで、特別障がい者以外の方は3,000万円まで非課税となります。

◎対象者

所得税の特別障害者控除対象者と同じ

◎問い合わせ先

若松税務署 ☎093-761-2536

(6) 軽自動車税

下記の軽自動車税について減免されますので、当該年度の納期限（毎年5月末日）までに申請してください。また、普通自動車税については、北九州西県税事務所（☎093-662-9310）へお問い合わせください。

①障がいのある人本人が所有する軽自動車で、自らが運転する自家用車

②障がいのある人本人が所有する軽自動車などで、その障がいのある人が通勤、通学、通園、通所、通院のため、その障がいのある人と生計を同じくする人が運転する自家用車

③障がいのある人のみで構成される世帯の障がいのある人が所有する軽自動車などで、その障がい者が通勤、通学、通園、通所、通院のため、その障がいのある人を常時介護する人が運転する自家用車

④障がいのある人と生計を同じくする人が所有する軽自動車などで、その障がいのある人が通勤、通学、通園、通所、通院のため、その障がいのある人と生計を同じくする人が運転する自家用車

◎対象者

一定の要件に該当する障がいのある人  
詳しくは次ページを参照してください。

◎問い合わせ先

軽自動車税について・・・遠賀町役場 税務課 住民税係  
☎093-293-1237

普通自動車税について・・・北九州西県税事務所

☎093-662-9310

◎身体障がいのある人

区 分	本人が運転する場合	生計を一にする人が運転する場合
視 覚 障 がい	1～3級・4級	1級～3級・4級
聴 覚 障 がい	2・3級	2・3級
平 衡 機 能 障 がい	3級	3級
音 声 等 機 能 障 がい	3級（咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	3級
上 肢 障 がい	1・2級	1・2級
下 肢 障 がい	1～6級	1～4級
体 幹 障 がい	1～3級・5級	1～3級
脳病変による上肢機能障がい	1・2級（上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	1・2級（上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
脳病変による移動機能障がい	1～6級	1～3級（下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
内 部 障 がい	1～3級	1～3級

注) 2つ以上の障がいがある場合は、それぞれの等級により判定されます。

注) 普通自動車税は、上記と違う場合があります。

◎知的障がいのある人

区 分	内 容
普 通 自 動 車 税	★療育手帳A1・A2・A3・B1 所持者
軽自動車税（種別割）	同 上

◎精神障がいのある人

区 分	内 容
普 通 自 動 車 税	精神障害者保健福祉手帳1級所持者
軽自動車税（種別割）	同 上

(7) おむつ・ストマ用装具にかかる費用の医療費控除

★おむつ……………傷病によりおおむね6ヶ月以上寝たきりの状態で、医師による治療を継続して受け、おむつの使用が必要と認められる人（医師の証明が必要）

★ストマ用装具……治療上、医師が使用を必要と認める場合（医師の証明が必要）



◎問い合わせ先

若松税務署 ☎093-761-2536

(8) 預貯金などの非課税制度「マル優・特別マル優制度」

◎対象となる利子等

①預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券の利子など

②国債及び地方債の利子など

※①・②それぞれ元本及び額面の合計額が350万円までの利子が対象となります。

◎対象者

①身体障害者手帳の交付を受けている人

②遺族年金を受けることができる妻である人

③寡婦年金を受けることができる妻である人

④上記①・②・③に準ずる人として政令で定める人

◎問い合わせ先

対象となる利子などを取扱う金融機関など

(9) 心身障害者扶養共済制度掛金の控除

条例により、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金が、所得控除の対象となります。（P.8参照）

◎問い合わせ先

若松税務署

☎093-761-2536

遠賀町役場

税務課

住民税係

☎093-293-1237

## 10 公共料金の割引について

### (1) J R旅客運賃の割引

障がい者手帳の提示によって、J R旅客運賃の割引を受けることができます。第1種・第2種の区別は、各手帳の「J R旅客運賃の減額」、または「旅客鉄道株式会社運賃減額」の欄に記載されています。

割引の内容は下表のとおりです。

区分	利用形態	乗車券の種類			
		普通	定期	回数	急行
第1種	<単独で利用する場合> ・片道101km以上利用する場合に限る ・J Rバスは距離制限なし	本人 5割引	なし J Rバス 3割引	なし	なし
	<介護者とともに利用する場合> ・距離制限なし	本人 介護者 5割引	同左 J Rバス 3割引	同左 J Rバス を除く	同左
第2種	<単独で利用する場合> ・片道101km以上利用する場合に限る ・J Rバスは距離制限なし	本人 5割引	なし J Rバス 3割引	なし	なし
	<介護者とともに利用する場合> ・12歳未満の障がい児の介護者のみ ・距離制限なし	なし J Rバス 5割引	介護者 5割引 J Rバス 3割引	なし	なし

※原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がありません。

※介護者の割引は、障がいのある人1名に対し、介護者1名分のみです。

※表に記載しているJ Rバスの割引は「J R九州バス」が行っているものです。

★令和7年度よりJ Rグループにおいて、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、割引制度の導入が開始されました。手帳を所有しており、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の記載のない人は、障がい者係にて手続きが必要です。

★その他の民営・公営の鉄道においても、J Rに準じて割引を行っているところがあります。



◎問い合わせ先

J R九州案内センター ☎0570-04-1717

## (2) バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示によって割引を受けられます。バス会社により対象者・割引率が異なることがあります。

◎問い合わせ先  
各バス会社



## (3) 航空運賃の割引

定期航空路線の国内線全区間について、以下に記載する対象者に対し運賃割引を行っているところがあります。航空券販売窓口で購入時に手帳を提示してください。

### ◎対象者

- ①満12歳以上の身体障害者手帳所持者とその介護者1名
- ②満12歳以上の、療育手帳に割引対象者である旨の証明印が捺印されている手帳所持者とその介護者1名
- ③満12歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者1名

◎問い合わせ先  
各運行会社



## (4) 船舶運賃の割引

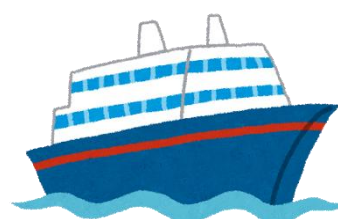
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示によって割引を受けられます。割引率は50%です（フェリーの自動車運賃の割引はありません）。手帳を提示して船券を購入してください。

※船舶会社により対象者・割引率が若干異なることがあります。

### ◎対象者

- ①身体障害者手帳・療育手帳  
精神障害者保健福祉手帳所持者
- ②身体障害者手帳第1種、療育手帳第1種、  
精神障害者保健福祉手帳1級所持者の介護者

◎問い合わせ先  
各運行会社



#### (5) 福祉タクシー料金補助事業

在宅の重度心身障がい者に対し、タクシー料金の一部を補助することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的とした事業です。

##### ◎対象者

次のいずれかにあてはまり、住民税非課税の人

- ①身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
- ②療育手帳Aの交付を受けている人
- ③特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている人
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人

##### ◎支給枚数（年間）

福祉タクシー利用券 24枚（初乗り料金が無料になります）

※人工透析を行っている人は72枚支給されます。

##### ◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

#### (6) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳の提示により、運賃がメーター表示額から10%割引（支払額の10円未満は端数切捨て）されます。また、精神障害者保健福祉手帳所持者についても割引を行っているところがあります。

##### ◎問い合わせ先

各タクシー会社



#### (7) 有料道路の通行料金の割引

有料道路を通行するとき、通行料金が半額になる制度です。

##### ◎対象者

- ①身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合
- ②障がいのある人以外の方が運転する車に、第1種の身体障がい、または重度の知的障がいのある人が乗車する場合



◎申請に必要なもの（ETCを利用しない場合は①～④）

- ①身体障害者手帳、または療育手帳
- ②運転免許証（新規申請で、障がい者本人が運転する場合）
- ③顔写真が表示されている免許証の画面、または印刷物  
（マイナ保険証を提示する場合）
- ④車検証
- ⑤障がい者本人名義のETCカード
- ⑥ETC車載器セットアップ証明書・申込書

◎注意事項

- ①1人の障がいのある人につき1台のみ登録できます。  
※一定の条件のもとで、事前に登録していない自動車でも割引が適用されます。
- ②営業用車・軽トラックなどの登録できない車があります。
- ③対象障がい者の生年月日をもとにした割引有効期限があります。

◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296  
 有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233

(8) NHK放送受信料の減免

下記のいずれかに該当する人は、役場福祉課で手続きしていただくことで、NHK放送受信料が免除されます。

対象	全額免除 (障がいのある人が世帯にいる場合)	半額免除 (障がいのある人が世帯主の場合)
身体障がい	世帯全員が 住民税非課税	視覚・聴覚に障がいのある人、または 重度（1・2級）の身体障がいのある人
知的障がい		重度（A）の知的障がいのある人
精神障がい		重度（1級）の精神障がいのある人

※ 半額免除の対象者のうち、「視覚・聴覚に障がいのある人」「重度の身体障がいのある人」「重度の精神障がいのある人」については、下記QRコードより、WEBでの免除申請を行うことができます。



◎問い合わせ先

NHK北九州放送局 ☎093-591-5002  
 遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

(9) NTT電話番号案内割引

障がいのある人が、NTT番号案内（104）を利用する際、障がいの内容と程度によって、利用料金が免除されます。

◎対象者

- ①身体障害者手帳に下記の障がい名が記載されている人
  - ・視覚障がい
  - ・肢体不自由のうち、上肢機能障がい・体幹機能障がい・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1～2級
  - ・聴覚障がい
  - ・音声機能、言語機能、またはそしゃく機能障がい
- ②療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者

◎問い合わせ先

NTTふれあい案内サービス ☎0120-104-174

(10) 携帯電話障がい者割引サービス

携帯電話料金の割引サービスです。

◎対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

◎問い合わせ先 携帯電話取扱店

(11) インターネット接続料の割引

インターネット接続料の割引サービスです。

◎問い合わせ先

各インターネット会社

(12) 聴覚障がい者向け通訳サービス

① 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることでできるサービスです。

◎問い合わせ先

電話リレーサービス カスタマーセンター

☎0120-528-071

② ヨメテル

自動音声認識、または文字入力オペレータにより、通話相手の声をリアルタイムで文字にするサービスです。

◎問い合わせ先

ヨメテル・カスタマーセンター

☎0120-328-123

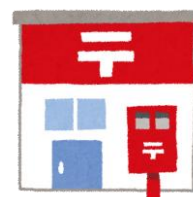
(13) 郵便料の割引

郵便料の割引サービスです。

割引の内容は下表のとおりです。

郵便物種類	内容
点字郵便物 特定録音物等郵便物	3kgまで無料。 ※指定された施設の発受するものに限る。
点字ゆうパック	サイズにより割引あり。
心身障がい者用ゆうメール	3kgまで：サイズにより割引あり。 ※重度障がい者と届け出た図書館との間で発受されるものに限る。
聴覚障がい者用ゆうパック	30kgまで：サイズにより割引あり。 ※聴覚障がいのある人と指定された施設との間で発受されるものに限る。

◎問い合わせ先 最寄りの郵便局



(14) 青い鳥郵便はがき

年1回毎年4月～5月頃、希望される対象者の人へ郵便はがき20枚が無償で交付されます。

◎対象者

- ①身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
- ②療育手帳Aの交付を受けている人

◎問い合わせ先

日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

☎0120-23-28-86

☎0570-046-666

(15) かんぽ保険払込免除

被保険者が基本契約の効力発生後に受けた障がいなどにより、身体障がいなどの状態になったときは、将来の保険料の払込みを免除するものです。

◎問い合わせ先

最寄りの郵便局

## 11 貸付制度について

### (1) 福岡県肢体不自由高校生への奨学金の支給

肢体不自由の高校生に対して奨学金（年額35,000円）を支給する制度です。この奨学金は返済の義務がありません。ここでいう高等学校とは全日制・定時制の普通課程・職業課程を指し、通信教育・特別支援学校の高等部は除きます。募集期間は毎年11月から12月頃までです。

#### ◎対象者

福岡県内に住所を有し、身体障害者手帳の障がい程度が1～5級までの肢体不自由児（者）で、高等学校1～2年在学生徒もしくは高等学校に合格の見込みのある中学3年生（生計上、奨学金を必要としない人は除く）

#### ◎問い合わせ先

福岡県肢体不自由児協会  
☎092-584-5723

### (2) 生活福祉資金

福祉用具などや、障がいのある人のための自動車の購入に必要な経費などの貸し付けを行う制度です。貸付の限度額や償還期間、措置期間など、条件が決まっており、審査があります。

#### ◎問い合わせ先

遠賀町社会福祉協議会  
☎093-293-0430

## 12 その他の福祉施策について

### (1) 駐車禁止の規制の適応除外

障がいのある人が使用する自動車に対して、駐車禁止規制除外標章を交付し、交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内での駐車が認められています。

#### ◎対象者

- ①身体障害者手帳のうち下記の表に記載されている手帳の交付を受けている人

区 分	等 級
視 覚 障 が い	1 級～3 級、4 級の 1
聴 覚 障 が い	2 級、3 級
平 衡 機 能 障 が い	3 級
上 肢 障 が い	1 級、2 級の 1・2 (両上肢に著しい障がいがある場合)
下 肢 障 が い	1～4 級
体 幹 障 が い	1～3 級
脳病変による上肢機能障がい	1 級、2 級
脳病変による移動機能障がい	1～4 級
内 部 障 が い	1～3 級

- ②療育手帳Aの交付を受けている人

- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人

#### ◎問い合わせ先

折尾警察署交通課

☎093-691-0110

## (2) ふくおか・まごころ駐車場

車の乗り降りや移動が困難な人に対し、「ふくおか・まごころ駐車場」利用証を交付し、商業施設や公共施設などの県と協定を結んだ施設の障がい者用駐車場が利用できるものです。



目印ステッカーが掲示してあるスペースで利用できます（A3サイズ）



利用証を車内の見えやすい場所に掲示して使用します



緑色（身体・知的・精神障害者、高齢者、難病者）

### ◎対象者

身体障害者手帳	視覚障がい	4級以上	
	聴覚障がい	3級以上	
	平行機能障がい	5級以上	
	肢体不自由	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
体幹		5級以上	
内部機能障がい	4級以上		
療育手帳		A	
精神障害者保健福祉手帳		1級	

### ◎問い合わせ先

宗像・遠賀保健福祉環境事務所（遠賀分庁舎 社会福祉課）

☎093-201-4162

## (3) 公営住宅

住宅に困窮している心身に障がいのある人がいる世帯は、入居申込要件となる入居収入基準の世帯月収額の緩和や抽選倍率などの優遇措置が受けられる場合があります。

### ◎対象者

世帯として自立・自活ができる世帯で、次のいずれかに該当する人がいる世帯

- ①身体障害者手帳の4級以上の交付を受けている人
- ②療育手帳の交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

◎問い合わせ先

県営住宅……………福岡県住宅供給公社 北九州管理事務所

☎093-621-3300

町営住宅……………遠賀町役場 建設課

☎093-293-1236

(4) 身体障がい者・知的障がい者相談員

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員は、身体や知的に障がいのある人やその家族からの相談に応じ、助言や指導を行い、障がいのある人の地域での活動を支援します。

遠賀町身体障がい者相談員

おおつか ひろし  
大塚 洋 ☎093-293-7362  
すえまつ すすむ  
末松 晋

遠賀町知的障がい者相談員

たなか ひろこ  
田中 弘子 ☎093-293-3926

◎身体障がい者相談員による相談会

偶数月の第2土曜日、ふれあいの里で13時から15時の間、身体障がい者相談員へ日頃の生活で困っていることなどを相談できる機会を設けています。

◎問い合わせ先

遠賀町役場 高齢障がい支援課 障がい者係 ☎093-293-1296

(5) 日常生活自立支援事業

知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などの援助をします。

◎対象者

知的障がいや精神障がいなどがあることで判断能力が不十分な人

◎問い合わせ先

遠賀町社会福祉協議会

☎093-293-0430

(6) 「広報おんが」の録音CD貸出

遠賀町内の朗読ボランティア「結の会」の皆さんの協力で、「広報おんが」の録音CDを希望者に1週間貸し出しています。

◎貸出開始日

広報の発行日（毎月25日）から6日後

◎貸出場所

遠賀町 ふれあいの里

◎費用

無料

◎問い合わせ先

遠賀町社会福祉協議会 ☎093-293-0430

(7) ファクシミリによる火災・救急等通報

遠賀郡消防本部では、遠賀郡内の聴覚障がいのある人などから、ファクシミリによる火災・救急などの通報を受け付けています。

通報用紙は、遠賀郡消防本部・芦屋分署・岡垣出張所にあります。また、遠賀郡消防本部ホームページにも掲載しています。

聴覚障がい等緊急通報用ファクシミリ番号

（局番なしの）「119」

◎問い合わせ先 遠賀郡消防本部 ☎093-293-8123



(8) NET 119 緊急通報システム

NET 119は、スマートフォンなどからインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。聴覚や言語機能がによって音声での会話が困難な人が、いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ音声によらない通報をすることができます。

登録申請書は、遠賀郡消防本部・芦屋分署・岡垣出張所にあります。また、遠賀郡消防本部ホームページにも掲載しています。

◎問い合わせ先

遠賀郡消防本部 ☎093-293-8123



(9) 福岡県難病患者会

県内46の難病患者団体の情報を取りまとめ、同じ難病患者の人同士が会う機会を支援しています。

◎問い合わせ先

福岡県難病相談支援センター

☎092-643-1390

ホームページは右のQRコードを読み取ってください。



